

広島県告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十七年四月三十日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年四月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

深江柿浦線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
江田島市大柿町深江字島戸二六〇一八番三地区先 から 江田島市大柿町深江字島戸二六〇九番一地区 まで			三・四〇〇 〜 三〇	一四七・五〇	
			一一・七〇〇 〜 二二・二〇〇	一四七・五〇	拡幅